

<別紙>

介護老人保健施設にしかた
短期入所療養介護事業
及び
介護予防短期入所療養介護のご案内
(重要事項説明書)

〈別紙〉

**介護老人保健施設にしかた
短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業のご案内**
(令和〇六 年 〇九 月 〇一 日現在)

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 事業者

- ・法人名 医療法人社団厚生会
- ・法人所在地 栃木県栃木市西方町金崎 273 番地 3 号
- ・電話番号 0282-92-2323
- ・代表者氏名 理事長 野田 雅行
- ・設立年月日 昭和 34 年 6 月

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設にしかた
- ・開設年月日 平成 10 年 10 月 28 日
- ・所在地 栃木県栃木市西方町金崎 273 番地
- ・電話番号 0282-92-2324
- ・FAX 番号 0282-92-0978
- ・管理者名 施設長 並木 賢司
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（栃木県 0952280014 号）
平成 12 年 4 月 1 日指定

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション（介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設にしかたの運営方針]

- ☐ 明るく家庭的な雰囲気の中、入所者等の心身の特性に応じた看護・介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努める。
- ☐ 地域と家庭との連携を重視した運営に心がけ、これら高齢者が家庭への復帰を目指し、生きがいを持って療養生活を送ることができるように努める。

[短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画に基づく運営]

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、施設から半径8 kmの別紙指定地域とする。(栃木市の旧西方町地域は全域。旧西方町地域以外の栃木市、鹿沼市及び壬生町については一部指定地域のみとする)

(4) 事業者がおこなっている事業

- ・病院（西方病院）
- ・介護老人保健施設 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・短期入所療養介護 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防短期入所療養介護 平成 18 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・通所リハビリ（定員30名） 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防通所リハビリ 平成 18 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・訪問リハビリテーション 令和 03 年 08 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防訪問リハビリテーション 令和 03 年 08 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・居宅療養管理指導（西方病院） 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0912210077 号)
- ・居宅介護支援事業（（旧名介護支援センター・じしかた）） 平成 11 年 12 月 27 日指定(栃木県 0972200042 号)
- ・老人介護支援センター事業

(5) 施設の勤務体制

当事業所では、介護老人保健施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員につきましては、介護保険法の指定規準（看護：介護職員 3：1）を遵守しています。

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1	0.05		医師業務
看護職員	7		夜勤体制 強化基準該当 (2名以上)	看護業務
介護職員	14	0.00		介護業務
薬剤師	0	0.17		調剤・薬剤管理業務
支援相談員	2	0.50		支援相談業務
理学療法士	1			機能訓練業務
作業療法士	4	0.75		機能訓練業務
介護支援専門員	2			サービス計画作成等
管理栄養士	1			栄養管理業務
栄養士	0			栄養管理業務
調理師	0			給食業務
調理員	0			給食業務
事務職員	3	0.50		事務管理全般

令和6年09月01日現在の職員状況

(6) 入所定員等

- ・定員 50 名
- ・療養室 個室 2 室、2 人部屋 2 室、4 人室 11 室
- ＊個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

(7) 通所定員

- ・定員 30 名

3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案

- ③ 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
管理栄養士がたてた栄養バランスのとれた献立により、身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事の提供をします。
朝食 07 時 45 分～08 時 15 分
昼食 12 時 00 分～12 時 30 分
夕食 18 時 00 分～18 時 30 分
- ⑤ 入浴
一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥ 医学的管理・看護
介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用の程度に照らして適切な医療・看護を行ないます。
- ⑦ 介護
施設サービス計画に基づいて実施します。退所時の支援も行ないます。
- ⑧ リハビリテーション
リハビリテーション、レクリエーションを原則として機能訓練室にて行ないますが、施設内でのすべての活動が機能訓練の為のリハビリテーション効果を期待したものです。
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（月 1 回）
月 1 回、理美容サービスを実施します。
＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続き代行（無料）
- ⑮ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

- （１）介護報酬の地域別単価は、地域ごとに、また、サービスの種類ごとに異なります。
当施設は介護報酬 地域区分（7 級地）に該当することから、自己負担額につきまして
は 1 単位 10.14 円の金額を記載しています。介護保険請求の計算上、端数処理の関係
上、若干の誤差が生じる場合がありますのでご了承ください。
- （２）利用者様 ご利用料金算出方法は、
〔一割負担のかたの場合〕
地域単価（10.14 円）×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9（1 円未満切り捨て））＝△△円（ご利用者様負担額）

〔二割負担のかたの場合〕
地域単価（10.14 円）×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.8（1 円未満切り捨て））＝△△円（ご利用者様負担額）
実際のご利用料金の算出は、1 か月のサービス合計単位数により計算します。

- (3) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）
国が定める負担割合に応じて利用料金をご負担いただきます。

[介護給付] 短期入所療養介護

◇超在宅強化型・在宅強化型の場合
多床室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護 1	902 単位	915 円	1830 円	2744 円
要介護 2	979 単位	993 円	1986 円	2979 円
要介護 3	1044 単位	1059 円	2118 円	3176 円
要介護 4	1102 単位	1118 円	2235 円	3353 円
要介護 5	1161 単位	1178 円	2355 円	3532 円

従来型個室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護 1	819 単位	831 円	1661 円	2492 円
要介護 2	893 単位	906 円	1811 円	2717 円
要介護 3	958 単位	972 円	1943 円	2915 円
要介護 4	1017 単位	1032 円	2063 円	3094 円
要介護 5	1074 単位	1089 円	2178 円	3267 円

◇在宅復帰・在宅療養支援機能加算型・基本型の場合
多床室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護 1	830 単位	842 円	1684 円	2525 円
要介護 2	880 単位	893 円	1785 円	2677 円
要介護 3	944 単位	958 円	1915 円	2872 円
要介護 4	997 単位	1011 円	2022 円	3033 円
要介護 5	1052 単位	1067 円	2134 円	3201 円

従来型個室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護 1	753 単位	764 円	1527 円	2291 円
要介護 2	801 単位	813 円	1625 円	2437 円
要介護 3	864 単位	876 円	1752 円	2628 円
要介護 4	918 単位	931 円	1862 円	2793 円
要介護 5	971 単位	985 円	1969 円	2954 円

[予防給付] 介護予防短期入所療養介護
◇超在宅強化型・在宅強化型の場合
多床室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	672 単位	682 円	1363 円	2045 円
要支援 2	834 単位	846 円	1692 円	2537 円

従来型個室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	632 単位	641 円	1282 円	1923 円
要支援 2	778 単位	789 円	1578 円	2367 円

◇在宅復帰・在宅療養支援機能加算型・基本型の場合
多床室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	613 単位	622 円	1243 円	1865 円
要支援 2	774 単位	785 円	1570 円	2355 円

従来型個室

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	579 単位	588 円	1175 円	1762 円
要支援 2	726 単位	737 円	1473 円	2209 円

(4) 各種加算料金

[介護給付] 短期入所療養介護

項 目	単位	自己負担 (1割負担の場合)	加算説明及び算定要件の変更の有無
夜勤職員配置加算※1	24 単位	25 円	国が定める基準を上回る職員（看護・介護職員）を配置している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 単位	52 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上である場合。地域に貢献する活動を行っている場合。介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の【基本型】を算定している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 単位	52 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上である場合。地域に貢献する活動を行っている場合。介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の【在宅強化型】を算定している場合
個別リハビリテーション実施加算	240 単位	244 円	理学療法士等が個別にリハビリテーションを実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算（月7日限度）	200 単位	203 円	認知症のため、在宅生活が困難になるなどし、緊急に施設サービスを行った場合

項 目	単位	自己負担 (1割負担の場合)	加算説明及び算定要件の変更の有無
緊急短期入所受入加算	90 単位	92 円	利用者や家族の事情により、緊急に当該サービスを受けることが必要と認められた場合
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	122 円	若年性認知症の入所者に対して、施設サービスを行った場合
重度療養管理加算（要介護4・5に限る）	120 単位	122 円	要介護4又は5の方で、別に厚生労働大臣が定める状態にある手厚い医療が必要な状態で（※注1）、医学管理のもとサービスを実施した場合
送迎加算（片道）	184 単位	187 円	利用者に対して、ご自宅までの送迎を行った場合（片道）
療養食加算（1回につき8単位を加算 1日3回を限度）	24 単位	25 円	医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合
緊急時治療管理費（月3日限度、1日につき）	518 単位	526 円	入所者の容体が急変し、緊急時に所定の対応を行った場合
口腔連携強化加算【新設】	50 単位	51 円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果の情報提供を行った場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）【新設】	10 単位	11 円	介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図った場合
総合医学管理加算（利用中10日を限度）	275 単位	279 円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※1	22 単位	23 円	国が定める基準を上回る数の介護福祉士を配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※1	18 単位	19 円	国が定める基準を上回る数の介護福祉士を配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※1	6 単位	6 円	国が定める基準を上回る数の介護福祉士を配置している場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）／月※1 令和6年6月1日かた	所定単位数の75/1000	左記の1割	国が定める基準を上回り、指定を受けたサービスを行った場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）／月※2 令和6年5月31日まで	所定単位数の39/1000		
特定介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）／月※1 令和6年5月31日まで	所定単位数の21/1000		
ベースアップ等支援加算／月※1 令和6年5月31日まで	所定単位数の8/1000		

〔予防給付〕 介護予防短期入所療養介護

項 目	単位	自己負担 (1割負担の場合)	加算説明
夜勤職員配置加算	24 単位	25 円	国が定める基準を上回る職員（看護・介護職員）を配置している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 単位	52 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上である場合。地域に貢献する活動を行っている場合。介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の【基本型】を算定している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 単位	52 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上である場合。地域に貢献する活動を行っている場合。介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の【在宅強化型】を算定している場合
個別リハビリテーション実施加算	240 単位	244 円	理学療法士等が個別にリハビリテーションを実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算（月7日限度）	200 単位	203 円	認知症のため、在宅生活が困難になるなどし、緊急に施設サービスを行った場合

項 目	単 位	自己負担 (1割負担の場合)	加算説明
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	122 円	若年性認知症の入所者に対して、施設サービスを行った場合
送迎加算（片道）	184 単位	187 円	利用者に対して、ご自宅までの送迎を行った場合（片道）
療養食加算（1回につき8単位を加算 1日3回を限度）	24 単位	25 円	医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合
緊急時施設療養費（月3日限度、1日につき）	518 単位	522 円	入所者の容体が急変し、緊急時に所定の対応を行った場合
口腔連携強化加算【新設】	50 単位	51 円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果の情報提供を行った場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）【新設】	10 単位	11 円	介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図った場合
特定治療費	内容により	内容により	利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合
総合医学管理加算（利用中10日を限度）	275 単位	279 円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	23 円	国が定める基準を上回る数の介護福祉士を配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	19 円	国が定める基準を上回る数の常勤職員を配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円	国が定める基準を上回る数の3年以上の勤務年数のある職員を配置している場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）／月※1 令和6年6月1日から	所定単位数の75/1000	左記の1割	国が定める基準を上回り、指定を受けたサービスを行った場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）／月※2 令和6年5月31日まで	所定単位数の39/1000		
特定介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）／月※1 令和6年5月31日まで	所定単位数の21/1000		
ベースアップ等支援加算／月※1 令和6年5月31日まで	所定単位数の8/1000		

※1【介護職員等処遇改善加算について】

2024年度の介護報酬改定で創設される新たな加算です。従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、旧ベースアップ等加算）（以下、これらを「旧3加算」）を一本化し、制度の簡素化と取得率の引上げを図ったものです。介護職員等処遇改善加算の計算方法は、介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×7.5%<処遇改善加算Ⅰの場合 1単位未満の端数四捨五入>×地域単価（10、14）となり、ご利用者様負担額は、上記額－（上記額×0.9もしくは0.8（1円未満切り捨て））となります。（令和6年6月から）

※2【介護職員処遇改善加算について】

介護職員の処遇改善の取組として、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度が、平成24年度介護報酬改定において、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として実施されています。介護職員処遇改善加算の計算方法は、介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×3.9%<処遇改善加算Ⅰの場合 1単位未満の端数四捨五入>×地域単価（10、14）となり、ご利用者様負担額は、上記額－（上記額×0.9もしくは0.8（1円未満切り捨て））となります。（令和6年5月まで）

※3【介護職員等特定処遇改善加算について】

介護職員の職場定着のための取り組みとして、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われています。さらに、令和元年10月から定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収440万円へ引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ること、給与面での不安から離職することを防ぐことが目的となっています。（令和6年5月まで）

※4【ベースアップ等支援加算について】

介護職員等ベースアップ等支援加算とは介護職員等の処遇改善を目的とし、1人あたりの収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるために設けられた加算です。2022年度10月の臨時介護報酬改定で新たに創設されました。（令和6年5月まで）

（5） その他の料金

- ① 食費（1日当たり） 1,970円（朝食450円、昼食820円、夕食700円）＊
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（療養室の利用費）（1日当たり）＊

- ・従来型個室 2,000円
- ・多床室 700円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

- ③ 特別な室料（1日当たり）

- ・個室 1,100円
- ・2人室 1,100円

- ④ 理美容代 実費

- ⑤ 通常の実施地域以外への送迎

通常の実施地域以外にお住まいの方で、当施設のサービスを利用される場合はお住まいと当施設との間の送迎費用として、下記の料金を頂きます。 片道 605円(税込み)

- ⑥ キャンセル料 利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合キャンセル料をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%

- ⑦ その他(利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等)は、別途資料をご覧ください。

5. 支払い方法

・当施設は、利用料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月6日に発行し、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定するものに手渡し、もしくは利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し送付し交付します。翌月20日までにお支払いください。また退所の際も同じく、ご退所されました月の翌月6日に請求させていただきます。こちらから請求金額をご連絡させていただきますので

お支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。
入所時にお選びください。尚、銀行振込をご希望の場合、振込手数料につきましてはご利用者さまのご負担でお願いします。

6. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 作業療法士 鈴木則世

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に御協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

• 協力医療機関

- 名称 医療法人社団厚生会 西方病院
- 住所 栃木県栃木市西方町金崎 273 番地 3 号

• 協力歯科医療機関

- 名称 早乙女歯科医院
- 住所 栃木県栃木市都賀町家中 2408 番地

8. 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

9. 緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10. 施設利用に当たっての留意事項

□食事

◆施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容として行うため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ちこみはご遠慮ください。また、食事療法されている方もおられますので、他の利用者の方に差し上げることはご遠慮ください。

□面会

◆平日 10:00～16:30（土曜日 10:00～11:30）

現在 感染状況に応じてタブレット端末を利用したオンライン面会や対面面会を実施しています。

□外出・外泊

◆あらかじめ、所定の用紙にご記入の上、お申し出ください。

□喫煙

◆健康増進法第25条により、施設内・敷地内での喫煙は禁止となっておりますのでご協力ください。

□飲酒

◆飲酒は療養上の理由から原則として禁止となっております。

□備品の取扱い

- ◆施設又は備品の毀損、及び施設の備品を施設外に持ち出すことはおやめください。
- ◆無断で備品の位置及び形状を変更しないでください。

□金銭 貴重品の管理

- ◆施設ではお預かりできませんので、高額の金銭等の持ちこみはご遠慮ください。
- ◆紛失等に付きましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。

□外泊時等の施設外の受診

- ◆入所中の他の医療機関への受診は施設からの依頼状が必要です。法令上「かかりつけ医は、入所者の方に依頼状無しに診療・検査・投薬・処方箋の交付等をしてはいけない」ことになっています。かかりつけの先生にご迷惑をかけることとなりますので、施設の依頼なしに受診や投薬を受けることはおやめください。

□その他

- ◆楽しい生活をするために、職員の指示、生活指導及び日課表に従ってください。
- ◆施設内の清潔及び整頓並びに身体及び衣類の清潔に努めてください。
- ◆ペットの同伴、持ちこみは禁止します。
- ◆他人に迷惑をおよぼすことの無いように努めてください。

11. 非常災害対策

消防法及び介護老人保健施設における防火・防災対策計画による。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

14. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門家として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0282-92-2324)

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

◇介護保険サービス苦情相談窓口

以上のように事業者自身で適切なサービスを心がけておりますが、サービス内容への苦情について各市町・栃木県国民健康保険団体連合会でも相談することができます。

栃木市役所 地域包括ケア推進課 介護保険係 0282- 21-2251
鹿沼市役所 介護保険課 0289-63-2283
壬生町役場 健康福祉課 介護保険係 0282-81-1876・0282-81-1877
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当 028-643-2220
栃木県運営適正化委員会 028 - 622-2941

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

17. 介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関すること

当施設は、ご利用者さまへの説明と納得に基づくサービス提供および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

診療・介護情報の提供

◆ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師(施設長)または看護師長に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

サービス提供に関する情報の開示

◆ご自身のサービス提供に関する記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師(施設長)に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。
◆当施設が保有する個人情報(介護・診療記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。医師(施設長)にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

◆個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
◆医療・介護サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は次頁に記載します。
◆当施設は医療・介護専門職の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、医療・介護専門職の学生等が、診療、看護、介護、処置などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

◆利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さま本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付にお申し出があった場合は、連絡致しません。

◆施設内ではご利用者様をお名前でお呼びします。業務を適切かつ安全に実施する上で必要と考えます。呼名での対応を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名が望ましいです。

◆居室等における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。業務を適切かつ安全に実施する上で必要と考え、さらにご利用者さま自身の部屋の場所の所在確認の為に必要と考えます。お名前の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、掲示が望ましいです。

◆居室同様に、廊下に設置してあります洗濯物（汚れ物）ロッカーに氏名を掲示させていただきます。お名前の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。

◆ご利用者さまの機能回復と健康維持を図り、ご利用者さまにより良い環境において医療・介護サービスを受けていただく為、また、より良い医療・介護サービスをご提供する為、当施設の管理運営業務において個人情報をご利用させていただきます。

◆レクリエーションや行事実施においてお名前、作成された作品、その際の状況を撮ったお写真を施設内に掲示することがあります。掲示を望まない場合には、お申し出下さい。

◆お持ちになる物（メガネ・時計・バック・つえなども）には、全てお名前をお書き下さい。名前の書けない物については、縫い付けをお願いします。記名を望まない場合には、お申し出下さい。事故防止のためには、記名が望ましいです。

◆お電話での、ご利用者さまの在所（在室）確認の問い合わせ、「〇〇さんはご入所中ですか」の問い合わせには施設ではおこたえいたしません。施設に直接お越しになった面会者からのご利用者さまの在所（在室）の問い合わせにつきましては、ご本人とのご関係をお聞きした上で、ご回答させていただきます。ご利用者さまの在所（在室）の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。

◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

◆ご質問やご相談は、各部署責任者または1階事務所受付（相談室）までお申し出下さい。

当施設における個人情報の利用目的について

当施設では以下の利用目的に限定して患者・利用者様の個人情報を収集しております。

〔当施設内での利用目的〕

1. 利用者様へ適切な医療・介護サービスをご提供するため
2. 介護保険事務を行うため
3. 利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - （ア）入退所等の施設管理
 - （イ）会計・経理
 - （ウ）事故等の報告
 - （エ）当該利用者様に対する医療・介護サービスの質の向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

4. 当施設がご提供する医療・介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行うため
 - （ア）他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
 - （イ）他の医療機関からの照会への回答
 - （ウ）利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答（介護施設の場合）
 - （エ）利用者の診療・介護サービス提供に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場

合

- (オ) 検体検査業務の委託
- (カ) 情報システム運用・保守業務の委託
- (キ) その他の業務委託
- (ク) 家族等への病状並びに心身の状況説明

5. 医療・介護保険及びその他損害賠償保険事務に係る情報提供

- (ア) 保険事務の委託
- (イ) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (ウ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (エ) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

〔その他の利用目的〕

6. 当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため

- (ア) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- (イ) 施設内において行われる学生の実習への協力
- (ウ) 施設内において行われる症例研究
- (エ) 外部監査機関への情報提供